

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請内容について

1. 概要

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請においては、令和3年3月30日付け原規規発第21033017号をもって核燃料物質使用の変更許可（以下、3/30変更許可という。）を受けたことに伴い、「第10編 バックエンド研究施設の管理」について以下の変更を行う。

- (1) セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管を明確にする記載の追加
- (2) 実験室（VI）及び精密測定室の最大取扱量への使用済燃料の追加及び取扱時の性状の追加

2. 変更の内容

本申請に係る変更の内容は以下のとおり。

- (1) セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管を明確にする記載の追加
「第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限」のうち、「第5条 使用施設の使用上の制限」に、第5項及び第6項を追加し、セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管を行う場合の運用について明確にする記載を追加する。
- (2) 実験室（VI）及び精密測定室の最大取扱量へ使用済燃料の追加及び取扱時の性状の追加
「別表第1-8 最大取扱量 実験室」のうち、実験室（VI）及び精密測定室の最大取扱量へ使用済燃料（ $3.7 \times 10^6 \text{Bq}$ ）を追加及び備考欄へ取扱時の性状（焼き付け、封入）に係る記載を追加する。

なお、本申請内容は、「第10編 バックエンド研究施設の管理」のみであり、令和3年4月26日付け令03原機（科保）018の申請（以下、4/26申請という。）と関連する箇所はない。

3. 申請の時期について

本申請が、4/26申請と同時に申請しなかった理由及び4/26申請の認可後を待たずに申請する理由は以下のとおり。

【4/26申請と同時に申請しなかった理由】

4/26申請は、優先順位が高い案件として、JRR-3における貯蔵箱の運用及びプルトニウム研究1棟の保安規定からの削除に関するものであり、いずれも早期に認可を取得したい案件である。このため、3/30変更許可の取得後、速やかに申請している。

一方で、本申請は先の2つの案件とは分けて申請することとしたものである。

【4/26申請の認可後を待たずに申請する理由】

本申請のうち、核燃料物質の一定期間の保管については、許可及び保安規定の整合を速やかに図る観点から、3/30変更許可の内容を保安規定に反映したいと考えている。

以上